

### 3 環境調査等の推進

#### (1) 大気、水域等の環境調査

ダイオキシン法に基づき、県では、地域の汚染の状況を把握するため、大気、水質等の常時監視を行っています。平成12年度以降、大気については主に一般環境大気測定局で、水質と底質については主に環境基準点で調査を実施しています。また、土壌と地下水については、平成12～14年度の3年間で県域を網羅的に調査し、平成15～17年度の3年間で県域の廃棄物焼却施設等の発生源周辺において調査を実施しました。

また、これらに加えて、大気、水質及び底質について、地域のより詳細な実態把握のため、常時監視地点を補完する地点で、平成12～14年度、平成15～17年度のそれぞれ3年間で県域を網羅するよう、調査地域を変えながら環境実態調査を実施してきました。

平成18年度の調査結果は次のとおりであり、大気や水質等、すべての地点で環境基準に適合していました。

#### ア 大気調査結果

全ての地点で環境基準（年平均で0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>）に適合していました（表5）。（⇒12ページに地図を掲載）

表5 平成18年度監視指導状況（年4回測定の平均値）（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

		地点数	平均（最低～最高）	環境基準超過地点数	備考
本県	常時監視	14	0.045 (0.022～0.068)	なし	(図7)
	環境実態調査	5	0.043 (0.034～0.053)	なし	(図7)
全国の調査結果		763	0.050 (0.0053～0.40)	なし	平成18年度的全調査地点のうち年2回以上調査した地点
本県の過去の調査結果		275	0.024～3.3 <sup>注)</sup>		平成元～17年度

注) 平成元～11年度はCo-PCBを含みません。

【参考】本県の平成元年度からの調査結果（各数値は調査結果の平均値）（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

	元～2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
工業周辺地域	2.0	2.1	1.90	2.51	1.37	1.16	1.44	0.21	0.20	0.10	0.087	0.076	0.051	0.024	0.032	0.025
都市地域	1.5	1.3	2.22	2.45	0.36	0.49	0.57	～	～	～	～	～	～	～	～	～
バックグラウンド	0.42	0.05	0.48	0.23	0.13	0.15	0.10	3.3	0.54	0.53	0.24	0.35	0.31	0.096	0.12	0.15

#### イ 水質調査結果

公共用水域の水質及び地下水ともに、全ての地点で環境基準（年平均で1pg-TEQ/L）に適合していました（表6）。（⇒河川、湖沼及び海域については14ページに地図を掲載）

表6 平成18年度水質調査結果（年1回測定）（単位：pg-TEQ/L）

		地点数	平均（最低～最高）	環境基準超過地点数	備考
本県	河川	28	0.071 (0.023～0.22)	なし	10～11月の湯水期に採取（図9）
	湖沼	1	0.16 (0.16～0.16)	なし	
	海域	2	0.026 (0.022～0.029)	なし	8月に採取（図9）
	地下水	8	0.022 (0.022～0.023)	なし	8～9月に採取（図14）
全国	公共用水域	1,870	0.21 (0.014～3.2)	39	平成18年度
	地下水	878	0.056 (0.013～2.2)	1	
本県の過去の調査結果		468	ND～2.0 <sup>注1, 2)</sup>		平成元～17年度

注1) 平成元～11年度はCo-PCBを含みません。

注2) 平成14年度に相模原市内の地下水1地点で環境基準を超過しました。

【参考】平成元年度からの調査結果（各数値は調査結果の平均値）（単位：pg-TEQ/L）

年度	元年～7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
河川	ND	ND	ND	0.29	0.16	0.29	0.19	0.11	0.10	0.10	0.14
湖沼	ND	—	—	0.11	—	0.13	0.11	0.059	0.058	0.073	0.067
海域	ND	—	—	—	0.17	0.089	0.070	0.047	0.041	0.026	0.057
地下水	—	—	—	—	—	0.27	0.055	0.099	0.044	0.069	0.019

注) 「ND」は、低濃度のため検出されなかったものであり、平成9年度まで検出されていませんでしたが、10年度以降は、分析機器の精度の向上により、低濃度のダイオキシン類を検出できるようになりました。

## ウ 底質調査結果

全ての地点で環境基準 (150pg-TEQ/g、平成14年9月1日から適用) に適合していました (表7)。

表7 平成18年度底質調査結果 (年1回測定)

(単位: pg-TEQ/g)

		地点数	平均 (最低~最高)	環境基準超過地点数	備考
本 県	河川	28	1.9 (0.23~24)	なし	10~11月に採取 (図10)
	湖沼	1	6.3 (6.3~6.3)	なし	
	海域	2	2.7 (0.69~4.7)	なし	8月に採取 (図10)
全国の調査結果		1,548	6.7 (0.056~750)	4	平成18年度 公共用水域

## エ 土壌調査結果

平成18年度は、県西部において実施しました。全ての地点で環境基準 (1,000pg-TEQ/g) に適合したほか、ダイオキシン法で追加的な調査が必要とされる基準 (250pg-TEQ/g) も下回りました (表8)。

(⇨17ページに調査結果を掲載)

表8 平成18年度土壌調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

		地点数	平均 (最低~最高)	環境基準超過地点数	備考
本県の常時監視		15	5.6 (0.11~28)	なし	8~9月に採取 (図13)
全国の調査結果		1,505	2.6 (0~330)	なし	平成18年度一般環境及び発生減周辺
本県の過去の調査結果		459	0.0016~110 <sup>注1)</sup>		平成10~17年度 <sup>注2)</sup>

注1) 平成10~11年度はCo-PCBを含みません。

注2) 平成10~14年度は一般環境把握調査、平成15~17年度は発生源周辺調査を実施しました。

[参考] 平成10年度からの調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

年度	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
調査結果	0.087~8.6	0.037~5.5	0.0016~34	0.025~32	0.030~110	0.028~29	0.0016~56	0.051~36

注) 平成10~14年度は一般環境把握調査、平成15~17年度は発生源周辺調査を実施しました。

## オ 水生生物調査結果

平成18年度は、境川、引地川及び津久井湖で魚類及び貝類について調査しました。水生生物には環境基準が定められていませんが、環境庁 (現、環境省) が全国で実施した「平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果」のそれぞれの生物種における全国調査結果の範囲内でした (表9)。

表9 平成18年度水生生物調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

		地点数	平均 (最低~最高)	備考
本県の環境実態調査		3	0.70 (0.64~0.75)	8~9月に採取
全国の調査結果		2,832	1.4 (0.032~33)	平成11年度
本県の過去の調査結果		71	0.20~16 <sup>注)</sup>	

注) 平成11年度以前はCo-PCBを含まないものもあります。

[参考] 平成元年度からの調査結果 (各数値は調査結果の平均値)

(単位: pg-TEQ/g)

年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
平均値	3.4	0.77	0.37	0.58	0.37	0.52	0.54	0.20	0.55	2.6
検体数	2	3	3	4	6	6	5	3	4	1

年度	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
平均値	1.8	3.8	4.1	0.74	1.7	2.9	2.7
検体数	2	5	5	5	5	6	6

## カ 重点監視調査

平成12年度から16年度に実施した水質の常時監視調査及び環境実態調査において、環境基準値の1/2を超過するダイオキシン類が検出された地点については、平成18年度から年間の測定回数を4回に増やし、季節変動や汚染の兆候を把握するため、監視調査を実施しています。

表10 重点監視調査結果

(単位 水質：pg-TEQ/L, 底質：pg-TEQ/g)

河川名	調査地点		H18					H17	H16	H15	H14	H13	H12
			春季	夏季	秋季	冬季	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	
相模川 (目久尻川)	河原橋	水質	0.59	0.84	0.19	0.34	0.49	—	—	0.60	—	0.77	—
		底質	—	—	1.0	—	1.0	—	—	1.1	—	2.9	—
相模川 (小出川)	宮の下橋	水質	1.3	0.64	0.58	0.19	0.68	0.14	—	—	—	0.56	—
		底質	—	1.9	—	—	1.9	3.3	—	—	—	2.5	—
引地川	石川橋	水質	0.54	0.25	0.14	0.28	0.30	0.41	—	—	—	—	0.97
		底質	—	0.90	—	—	0.90	1.3	—	—	—	—	1.3
引地川	富士見橋	水質	0.68	0.28	0.19	0.31	0.37	0.17	0.67	0.25	0.44	0.23	0.84
		底質	—	—	0.79	—	0.79	1.8	1.3	1.3	4.6	1.5	2.6
境川	大道橋	水質	0.25	0.098	0.051	0.14	0.13	0.087	—	—	—	—	0.65
		底質	—	—	0.58	—	0.58	0.90	—	—	—	—	0.67



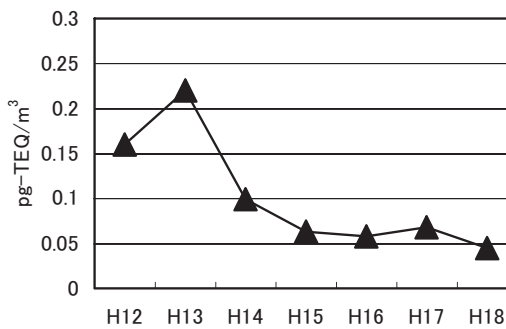
大気に係る環境基準(年平均)

	環境基準	単位
大気	0.6以下	pg-TEQ/m <sup>3</sup>

図7 平成18年度大気調査結果(全県)

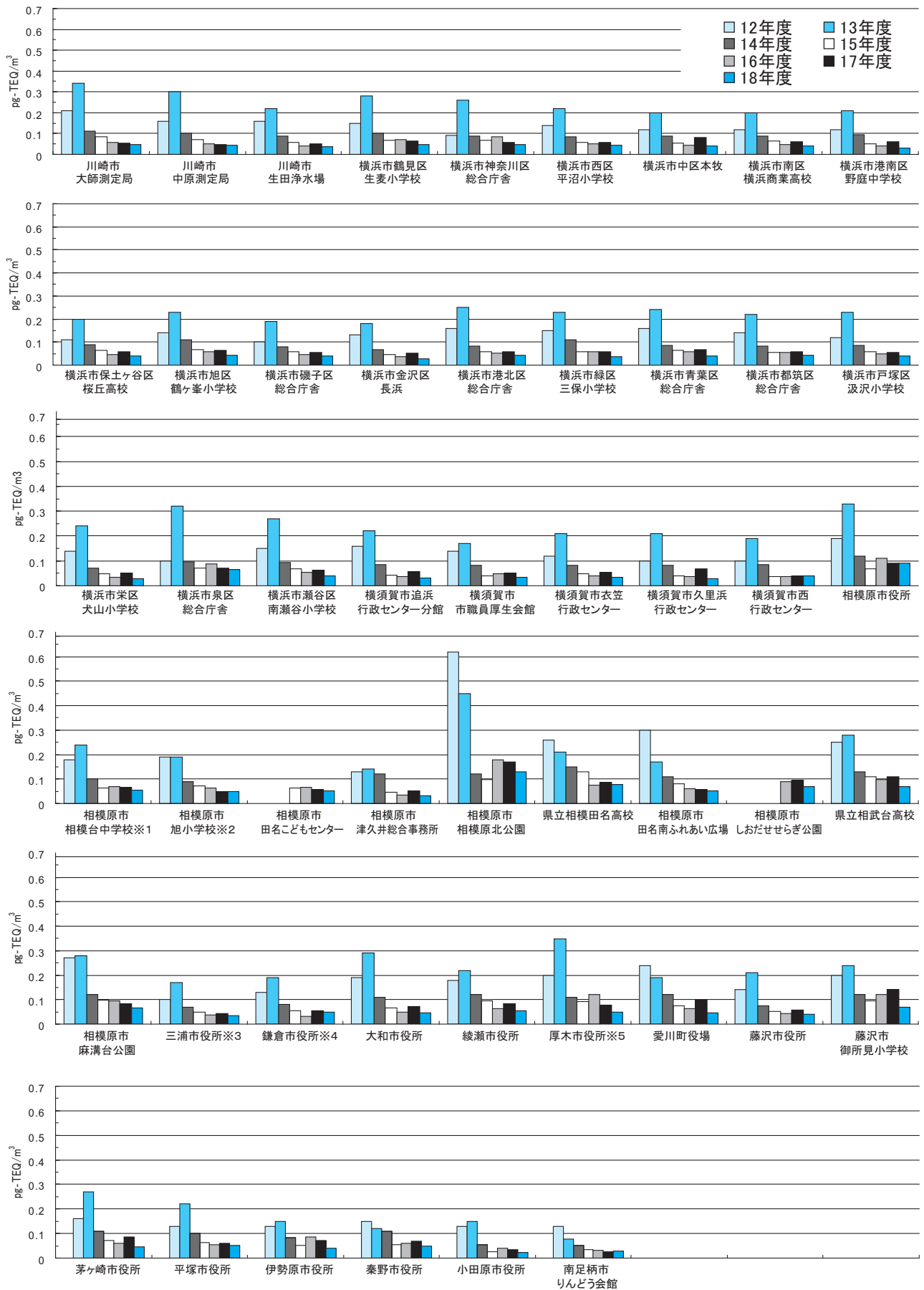
政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>



大気中のダイオキシン類濃度の推移  
(県域常時監視地点の平均値)

実施者	調査地点	年平均
平塚市	1 平塚市立金目小学校	0.035
	2 平塚市立港小学校	0.047
小田原市	1 小田原市消防本部	0.035
茅ヶ崎市	1 民族資料館(旧和田家住宅)	0.052
大和市	1 桜丘学習センター	0.035
	1 柏ヶ谷コミュニティセンター	0.026
	2 大谷コミュニティセンター	0.026
	3 上今泉コミュニティセンター	0.029
	4 社家コミュニティセンター	0.031
	5 下今泉コミュニティセンター	0.061
6 本郷コミセンコミュニティセンター	0.034	
座間市	1 東地区文化センター	0.050
	2 四ツ谷配水管理所	0.068
	3 座間市消防署 北分署	0.048
南足柄市	1 南足柄市清掃工場	0.037
	2 福沢小学校	0.043
	3 沼田消防団詰所横防災倉庫屋上	0.028
綾瀬市	1 ながぐつ児童館	0.068
寒川町	1 寒川町役場	0.020



※1 平成15年度のみ相模台こどもセンター ※2 平成14年度のみ相模原市北消防署本署 ※3 平成12~13年度は三崎中学校  
 ※4 平成12~15年度は鎌倉市役所 ※5 平成15~16年度は厚木市総合福祉センター

図8 大気常時監視地点調査結果の経年変化 (平成12~18年度)

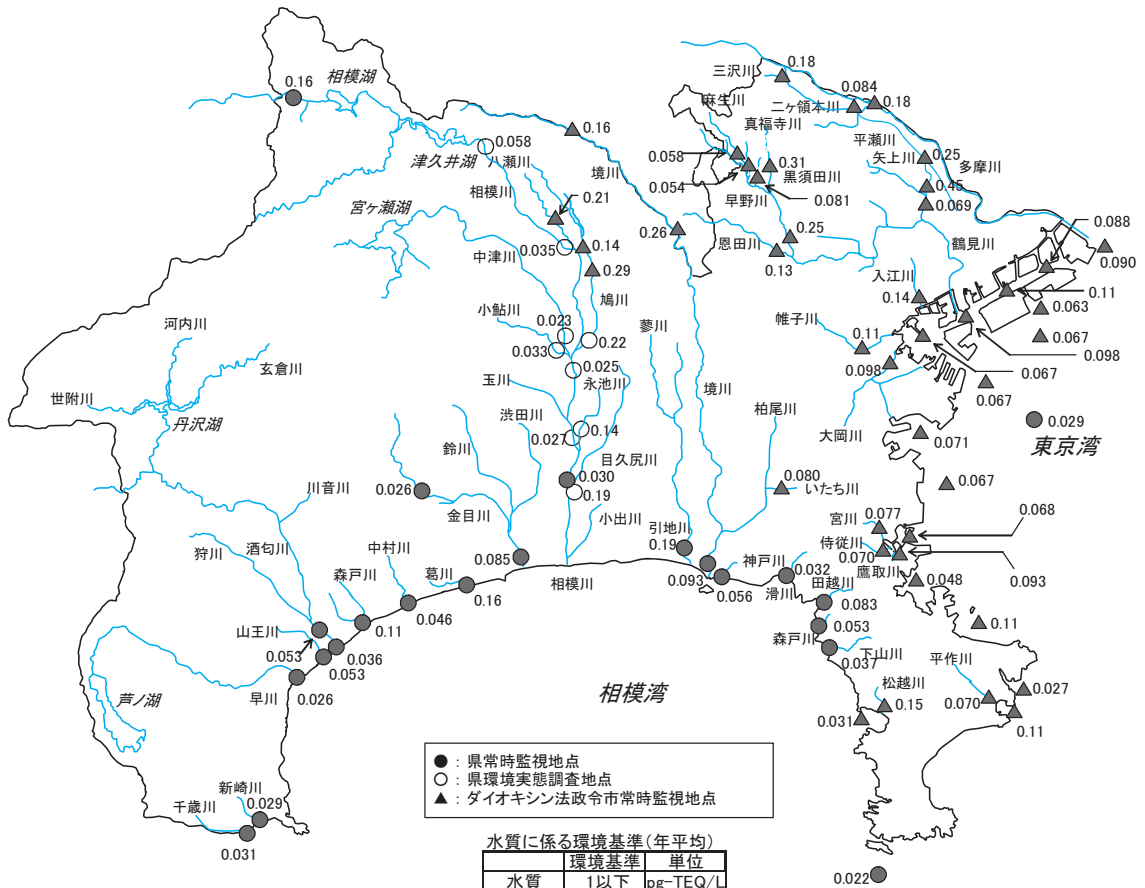


図9 平成18年度ダイオキシン類常時監視 河川・湖沼・海域調査結果(水質)

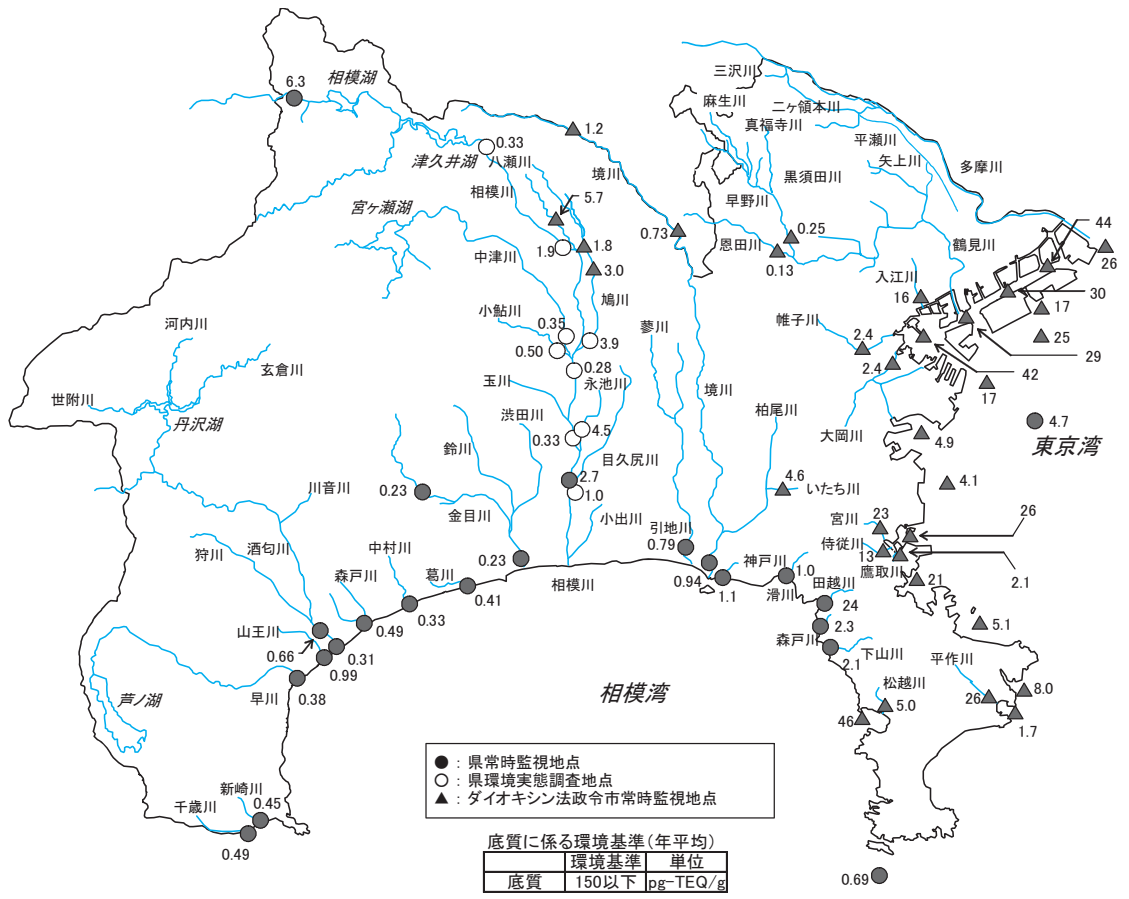


図10 平成18年度ダイオキシン類常時監視 河川・湖沼・海域調査結果(底質)

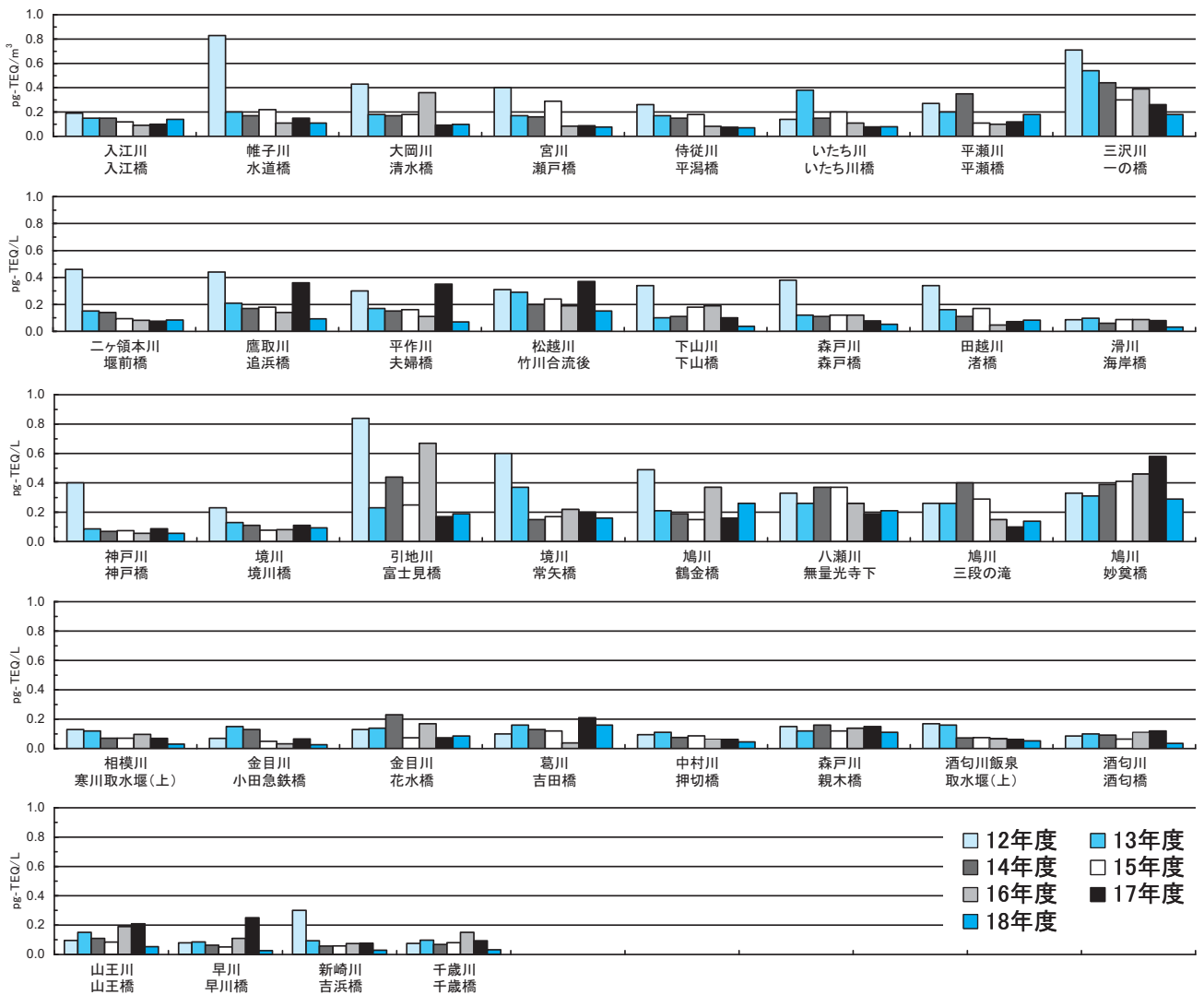
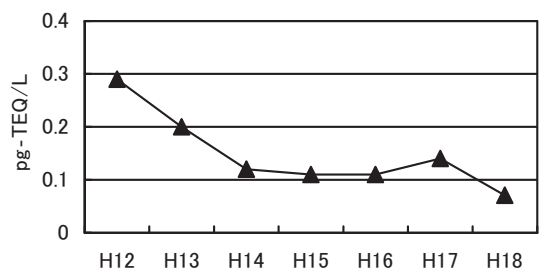


図11 河川水質調査結果の経年変化（平成12～18年度）

政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位：pg-TEQ/L

実施者	河川名等	調査地点名	水質 年平均値
藤沢市	1	富士見橋	0.44
	2	引地川 稻荷雨水幹線排出口	0.074
	3	大山橋	0.48
	4	不動川 不動川橋	0.033
	5	小糸川 根下橋	0.16
	6	蓼川 境橋	0.59
	7	桐原橋	0.28
	8	一色川 一色下橋下流排出口	0.70
	9	稻荷山橋	0.22
	10	高鎌橋	0.14
	11	境川 大道橋	0.13
	12	境川 境川橋	0.16
	13	柏尾川 川名橋	0.18
	14	白旗川 陣屋橋	0.072
	15	滝川 船玉橋	0.17
	16	小出川 追出橋	0.41
	17	道庵橋	0.14
	18	目久尻川 久保田橋	0.46
茅ヶ崎市	1	小出川 下町屋橋	0.15
	2	千ノ川 古相模橋	0.37
厚木市	1	小鮎川 相模華厳橋	0.068
	2	下小鮎橋	0.13
	3	山際川 相模川合流前	0.20
	4	善明川 長坂境橋下	0.18
	5	真弓川 荻野川合流前	0.10
	6	奨学橋	0.092
	7	玉川 川久保橋	0.071
	8	千無川 小鮎川合流前	0.079
	9	荻野川 横林橋	0.068
	10	恩曾川 上古沢地内	0.070



河川水質中のダイオキシン類濃度の推移  
（県域常時監視及び環境実態調査地点の平均）

実施者	河川名等	調査地点名	水質 年平均値
南足柄市	1	狩川 岩原橋付近	0.12
	2	貝沢川 狩川合流点付近	0.071
	3	内川 南足柄市清掃工場裏	0.029
	4	分沢川 小田原市境	0.067
綾瀬市	1	蓼川 境橋	0.53
	2	蓼川 松山橋	0.32
	3	目久尻川 用田橋	0.20
寒川町	1	目久尻川 宮山橋	0.41
	2	小出川 大曲橋	0.15
	3	一之宮第二排水路 弥生橋	0.32

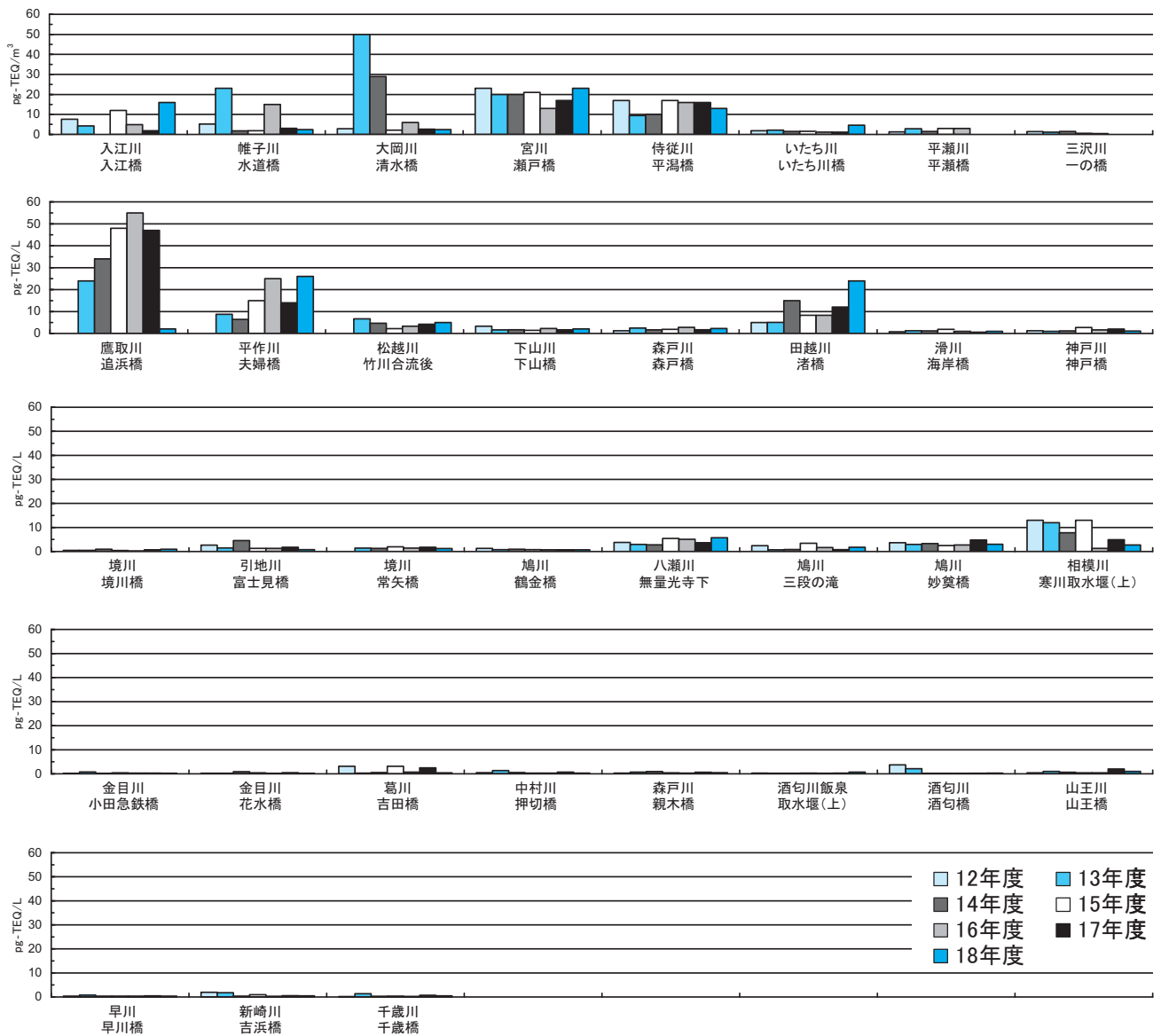
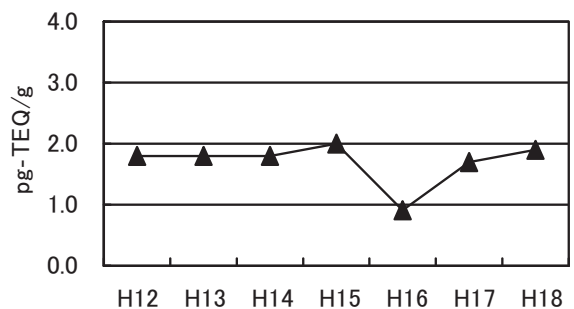


図12 河川底質調査結果の経年変化（平成12～18年度）

政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位：pg-TEQ/g

実施者	河川名等	調査地点名	底質 年平均値
藤沢市	1 引地川	富士見橋	0.74
	2 引地川	大山橋	6.5
	3 境川	大道橋	0.50
	4 境川	境川橋	2.1
	5 柏尾川	川名橋	0.96
大和市	1 境川	高木橋	1.3
	1 狩川	岩原橋付近	0.22
南足柄市	2 貝沢川	狩川合流点付近	0.68
	3 内川	南足柄市清掃工場裏	0.33
	4 分沢川	小田原市境	4.7
	1 目久尻川	宮山橋	0.85
寒川町	2 小出川	大曲橋	0.73
	3 一之宮第二排水路	弥生橋	7.0



河川底質中のダイオキシン類濃度の推移  
（県域常時監視及び環境実態調査地点の平均）





No	調査地点	土壌 (pg-TEQ/g)
①	南足柄市関本	4.1
②	南足柄市内山	0.11
③	山北町山北	0.56
④	山北町川西	1.6
⑤	小田原市南鴨宮	7.1
⑥	小田原市扇町	1.5
⑦	小田原市前川	0.54
⑧	湯河原町宮上	2.1
⑨	真鶴町真鶴	8.7
⑩	箱根町仙石原	1.3
⑪	箱根町二ノ平	2.7
⑫	中井町境	23
⑬	大井町柳字丁ヶ原	2.5
⑭	松田町松田惣領	28
⑮	開成町吉田島	0.41
最大値		28
最小値		0.11
平均値		5.6

(備考)

定量下限値未満の数値は0(ゼロ)として算出。

土壌に係る環境基準値

	環境基準値	単位
土壌	1,000以下	pg-TEQ/g

図13 平成18年度ダイオキシン類常時監視 土壌調査結果



No	地下水採取地点	地下水 (pg-TEQ/L)
①	南足柄市和田河原	0.022
②	山北町平山	0.022
③	小田原市酒匂	0.022
④	小田原市曾比	0.022
⑤	大磯町東小磯	0.022
⑥	湯河原町城堀	0.023
⑦	箱根町強羅	0.022
⑧	中井町北田	0.022
最大値		0.023
最小値		0.022
平均値		0.022

(備考)

定量下限値未満、検出下限値以上の数値はそのままの値、検出下限値未満の数値は検出下限値の1/2の値を用いて算出。

地下水に係る環境基準値

	環境基準値	単位
地下水	1以下	pg-TEQ/L

図14 平成18年度ダイオキシン類常時監視 地下水調査結果

## ■ 政令市を含む市町村が実施した土壌及び地下水調査結果

土壌調査					地下水調査			
実施者	地点数	調査結果 (pg-TEQ/g)	実施者	地点数	調査結果	実施者	地点数	調査結果 (pg-TEQ/L)
横浜市	10	0.049 ~ 6.7	海老名市	2	0.17 ~ 1.7	横浜市	9	0.065 ~ 0.068
川崎市	30	0.0041 ~ 20	座間市	3	3.2 ~ 6.2	川崎市	13	0.017 ~ 0.17
横須賀市	12	0.034 ~ 18	南足柄市	4	2.0 ~ 8.5	横須賀市	4	0.023 ~ 0.087
相模原市	6	1.0 ~ 4.5	寒川町	5	0.0036 ~ 6.3	相模原市	6	0.055 ~ 0.063
茅ヶ崎市	1	8.4				座間市	3	0.033 ~ 0.2

### (2) 今後の環境調査

神奈川県においては、ダイオキシン類の環境調査を3か年計画で実施しており、平成15年度からの3か年計画は平成17年度で終了しましたが、環境基準値を超過した地点はありませんでした。

しかし、ダイオキシン類については依然として県民の関心が高いことから、平成18年度から20年度までの新たな3か年計画を作成し、環境調査を継続しています。

### (3) 食品等の検査

県内で流通している食品から県民が摂取するダイオキシン類の量を調査しています。また、水道水中に含まれるダイオキシン類の実態調査を行っています。平成19年度（水道水の調査結果は平成18年度まで）の調査結果は、次のとおりです。

#### ア 食品

平成17年国民健康・栄養調査において集計された県民の食品群別栄養素等摂取量に基づき、県内の小売店から159品目の食品を購入しました。実際の食事形態に従って調理した後、13の食品群に分け、飲料水（水道水）を加えた計14食品群について分析し、県民が通常の食生活でどのくらいのダイオキシン類を取り込んでいるかを推計しました。（図15）

その結果、平成19年度の調査では、体重1kg当たりの一日常摂取量は0.99pg-TEQ/kg/日であり、ダイオキシン法で定める耐容一日常摂取量（TDI：4pg-TEQ/kg/日 ⇨26ページ）の24.8%に相当する値でした（表11）。

食品群ごとの摂取量は魚介類が最も多く、摂取割合では全体の約88%を占めていました（表12）。ダイオキシン類は、食品以外に大気、土壌からも体内に取り込まれていますが、全摂取量のうちの90%以上が食品を通じて摂取されると推定されていることから、食品以外から取り込む量を含めても、TDIを十分下回るものと推定されます。したがって、通常の生活をしていれば、ダイオキシン類の健康への影響は問題ないものと考えられます。

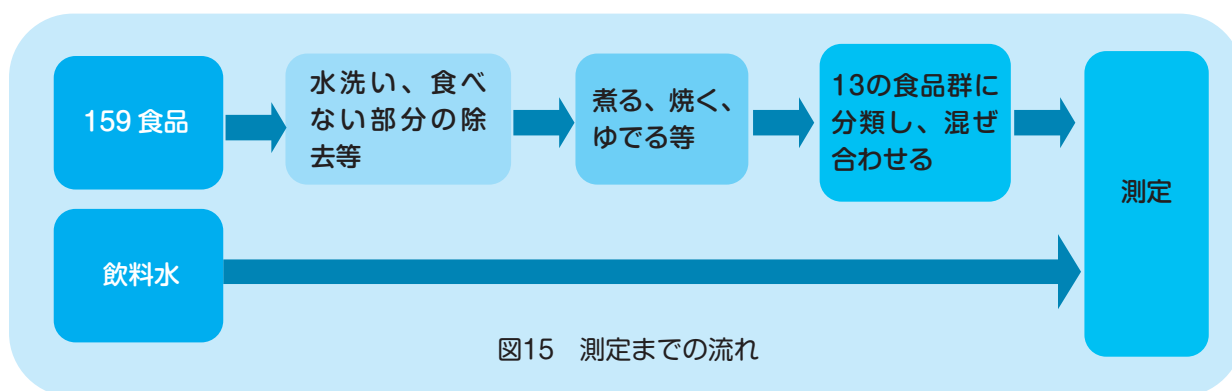


表11 食品からのダイオキシン類摂取量

(単位：pg-TEQ/kg/日)

区 分	神 奈 川 県 調 査 結 果									( 参 考 )	
	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	耐容一日摂取量 ( T D I )	厚生労働省 平成18年度調査結果	
体重1kg当たり 一日摂取量 <sup>注)</sup>	1.60	2.21	1.25	1.69	0.91	0.67	1.30	0.99	4	1.04	

注) 体重1kg当たりの一日摂取量は、体重を50kgと仮定して算出しています。

食品に含まれるダイオキシン類の量は、食品の種類、採れた場所や時期によっても異なります。

たまたま、ある1日の食事からの摂取量がTDIを超えることがあったとしても、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。偏りのないバランスの良い食生活を心がけましょう。

表12 食品群別摂取量

食 品 群	平成19年度	
	体重1kg当たりの摂取量 <sup>注)</sup> (pg-TEQ/kg/日)	摂取割合 (%)
I 群 (米)	0.00	0.00
II 群 (穀類・種実類・イモ類)	0.00	0.22
III 群 (砂糖類・菓子類)	0.00	0.20
IV 群 (油脂類)	0.00	0.10
V 群 (豆類)	0.00	0.00
VI 群 (果実類)	0.00	0.00
VII 群 (緑黄色野菜)	0.00	0.06
VIII 群 (他の野菜類・キノコ類・海草類)	0.01	0.51
IX 群 (嗜好飲料類)	0.00	0.00
X 群 (魚介類)	0.87	87.50
X I 群 (肉類・卵類)	0.11	11.01
X II 群 (乳・乳製品)	0.00	0.24
X III 群 (調味料・香辛料類)	0.00	0.14
X IV 群 (飲料水)	0.00	0.02
計	0.99	100.00

注) 「体重1kg当たりの一日摂取量」は、体重を50kgと仮定して算出しています。なお、小数点以下第3位を四捨五入して表しています。

## イ 水道水

水道水には、目標値(暫定)として1pg-TEQ/Lが定められています。原水(浄水場できれいにする前の河川水)、浄水(水道水として浄水場から出ている水)の検査結果は、共に目標値(暫定)を十分満足していました(表13)。

平成19年度も継続して検査を行います。

表13 平成18年度原水及び浄水検査結果

(単位：pg-TEQ/L)

実施者	河川名	調査地点	水質(原水)				水質(浄水)			
			5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月
相模川・ 酒匂川水 質協議会	相模川	津久井分水池	—	0.063	—	0.068	—	—	—	—
		社家地点	—	0.071	—	0.014	—	—	—	—
		寒川地点	—	0.10	—	0.011	—	—	—	—
企 業 庁	相模川	飯泉地点	—	0.11	—	0.056	—	—	—	—
		津久井分水池	0.051	—	0.059	—	—	—	—	—
		寒川地点	0.48	—	0.035	—	—	—	—	—
		谷ヶ原浄水場	—	—	—	—	0.0024	0.00044	0.0015	0.0019
		寒川浄水場	—	—	—	—	0.0044	0.0035	0.0019	0.0012

(参考) 全国調査の状況：原水(0.0070~0.99)、浄水(0.00056~0.035)【厚生省、平成11年度】

#### (4) 母乳の継続調査

県では、平成10年度に厚生省厚生科学研究「母乳中のダイオキシン類濃度等に関する調査研究」に協力するとともに、県単独でも調査地区を追加し、第1子の母乳調査、11年度は子どもの1歳時点での健康影響調査を実施しました。その結果、母乳のダイオキシン類濃度は、特に問題となる結果ではなく、また、子どもの発育、発達、甲状腺機能等には異常が見られませんでした。

12年度以降も引き続き、10年度調査協力者を対象に、第2子以降の母乳並びに健康影響について継続調査を実施しています。第2子の健康影響調査も子供の発育、発達に悪影響を及ぼしていることは認められませんでした。また、第2子の母乳中ダイオキシン類濃度は第1子の時より減少していました。

#### (5) PRTR制度の推進

平成14年度から、PRTR制度に基づき、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質354物質を対象として、事業所ごとに大気や水域等への年間排出量と、廃棄物等としての事業所外への移動量に関する届出が行われています。ダイオキシン類もこの対象物質であり、県はホームページ等で、ダイオキシン類のPRTRデータを公表しています。また、平成15年度から17年度まで県民向けに『PRTRについてもっと知っていただくために』を発行し、PRTR制度の周知を図るとともに、18年度からは『かながわの化学物質対策』を発行し、化学物質による環境リスクについての理解の促進と、環境汚染の防止に努めています。

#### (6) 調査研究体制

県では、立入検査や緊急的な調査が必要となる環境汚染事故等に対応するため、平成13年度から環境科学センターに分析機器を導入し、ダイオキシン類の調査・分析を実施しています。また、併せて汚染源究明に関する調査も行っています。

#### (7) 調査結果等の情報提供・普及啓発

常時監視をはじめとする大気や水質等の調査結果については、記者発表やホームページへの掲載等により公表しています。

- かながわの環境 ダイオキシン類情報  
[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/dxn/dxn\\_main.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/dxn/dxn_main.html)
- かながわのダイオキシン対策（本冊子）  
[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/dxn/dxn\\_main.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/dxn/dxn_main.html)
- 平成19年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査（トータルダイエツスタディ）結果  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seikatueisei/kanajin/topixdioxin.html>
- 神奈川県のPRTRデータ  
[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/index\\_prtr.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/index_prtr.html)
- かながわ環境白書  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/97/top/hakusyo.html>

#### (8) 対策の推進・検討体制の整備

ダイオキシン対策を進めるためには、廃棄物の発生抑制や廃棄物処理施設における対策はもとより、実態を把握するために大気や水質、食品や水道水の調査、情報収集等が必要であり、さらに、調査結果を県民や事業所の方々へ情報提供することが重要です。

このように多方面からの対策が必要となるため、県では、市町村と協力連携して対策に当たるとともに、県庁内に、4部15課と4つの試験研究機関からなる「神奈川県ダイオキシン等対策検討会議」を設けています。また、化学物質対策等の専門家15名から構成される「神奈川県化学物質等環境保全対策委員会」から、必要に応じて助言を受けることとしています。

## ■ 市民団体の活動など

### ○ 身近な動植物等を用いた調査活動

一般に、ダイオキシン類調査は、試料の採取から分析まで高度な技術が必要であり、費用も高く、ダイオキシン問題に多くの県民の方が関心を抱いている現実にもかかわらず、身の回りの環境調査等へ参加しにくい側面を持っています。そこで、市民団体の中には、松葉を用いたダイオキシン類調査を行っているところもあります。これは、松葉に蓄積されたダイオキシン類濃度を住民参加で調査し、地域のダイオキシン汚染の実態を把握、ダイオキシン汚染地図を作成しようというものです。また、サーファーの団体が、「自分たちが通う海は大丈夫か」という視点から、沿岸のムラサキガイ<sup>※8</sup>を集め、お金を出し合って分析するという運動も進められています。このような活動は、ひとりひとりが調査に参加でき、経済的負担も抑えられ、結果を共有できることで注目されています。

### ○ 地域での勉強会

平成12年3月に判明した「引地川水系ダイオキシン汚染事件」をきっかけに、地元で勉強会を開き、インターネットで市民に情報提供を行ったり、行政に対して要望を提出するなどの活動を進めている市民団体もあります。

その他にも、ダイオキシン問題をテーマにした講習会を開催したり、子供たちにもわかりやすい映画を上映するなど、地域に根ざした活動を行う市民団体や事業者団体があります。

※8 黒紫色、三角形の貝殻を持つ二枚貝。寒帯、熱帯を除く全世界に分布し、我が国では沖縄を除く各地の内湾に生息しています。海洋汚染の指標生物として、環境汚染物質のモニタリングに用いられています。「ムール貝」とも呼び、食用にもされています。